



行為計算否認規定を巡る近時の裁判例の検討

——グループ法人に対する支払利息の
損金算入が問題となった事例——

北村 導人
寺崎 雄大

北村 導人
PwC 弁護士法人パートナー
弁護士・公認会計士
栃木県出身
慶應義塾大学 / ニューヨーク大学・ロースクール
(LLM. in International Tax Program)



寺崎 雄大
PwC 弁護士法人
弁護士
岩手県出身
東京大学 / 東京大学法科大学院

キーワード

行為計算否認、同族会社、組織再編成、支払利息の損金算入、国際取引、グループ間取引、経済合理性基準、不自然性、合理的な事業目的の不存在

的否認規定については、「法人税の負担を不当に減少させる」場合という不確定概念をもってその適用要件が定められている⁽²⁾。しかしながら、これら一般的否認規定の適用が実際に問題となり、訴訟の場においてその適用の可否が争われる事例は多くないため、同規定が定める「法人税の負担を不当に減少させる」との要件（以下「**不当性要件**」という）に係る解釈及び適用については未だ不明確な点が多々残されている。このことが、M&A・組織再編その他の企業取引実務上のストラクチャーの選択可能性に多少なりとも影響を及ぼしてきたことは否定できない。

この点、組織再編成に係る行為計算否認規定（法132条の2）における不当性要件の解釈及び適用については、最一小判平成28年2月29日民集70巻2号242頁及び最二小判平成28年2月29日民集70巻2号470頁（以下「**Y・I事件最高裁判決**」と総称する）において最高裁が具体的な判断枠組みを示しており、同条については一定の解釈指針が示されたところである。他方、同族会社等に係る行為計算否認規定（法132条1項）における不当性要件の解釈及び適用については、下級審裁判例は存在するものの、未だ最高裁判決で具体的な判断枠組みが示されたものではなく、同項の適用が問題となった東京高判平成27年3月25日判時2267号24頁（以下「**I事件**」

I. はじめに⁽¹⁾

法人税法（以下「**法**」という）上の所謂一般

高裁判決」という)に係る事案においても、最一小決平成28年2月18日税資266号順号12802において上告不受理決定がなされたため、I事件高裁判決で示された同項の判断枠組みを積極的に妥当と判断したか否かは必ずしも明らかではない状況であった⁽³⁾。

このような状況の中で、2020年6月24日、東京高裁は、グローバルに音楽事業等を営む企業グループにおける国際的な組織再編取引等に伴い、納税者である原告・被控訴人(以下「X社」という)が行った借入れに係る支払利息の損金算入につき、法132条1項の適用による否認の可否が問題となった事案(以下「本件」という)において、同条の具体的な判断枠組みを示した上で、原審(東京地判令和元年6月27日金商1595号23頁。以下「本地裁判決」という)同様に納税者勝訴の判決を下した(東京高判令和2年6月24日金商1595号8頁。以下「本高裁判決」という)。これは、I事件高裁判決の確定

後において同項の具体的な判断枠組みを示した初めての判決である点で、実務上大きな意義を有するに留まらず、本地裁判決と本高裁判決のそれぞれにおいて、従来の判例及び学説と異なる判断枠組みが示された点でも注目すべきものである。

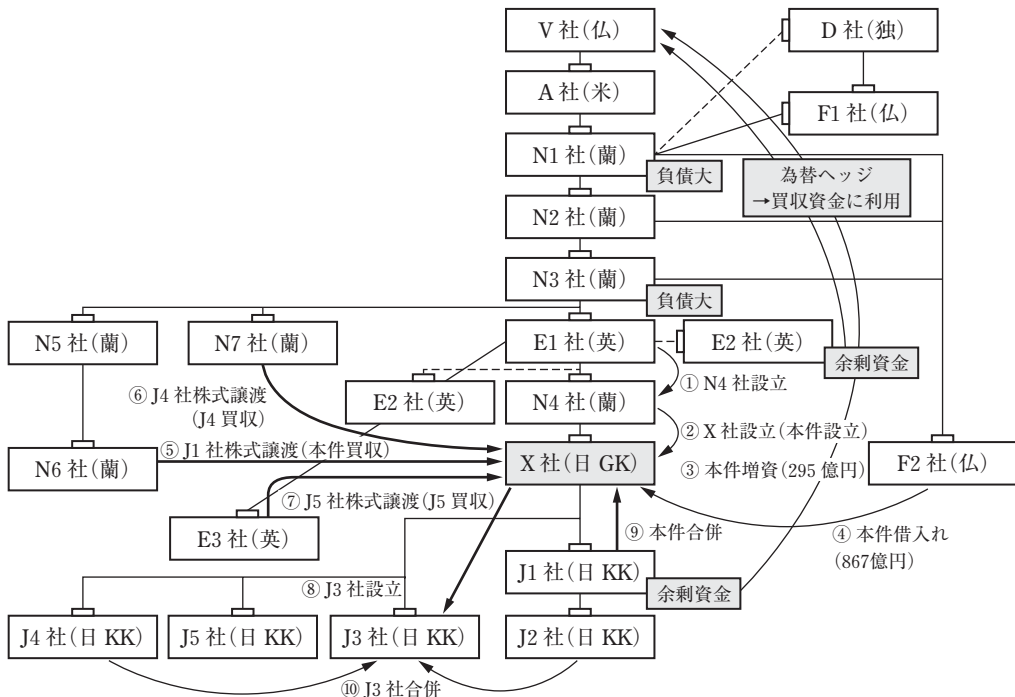
本稿では、これらの判決が示した法132条1項の具体的な判断枠組みについて、過去の判例・学説等の内容も踏まえ検討を行う。

II. 事案の概要

1. 本件組織再編取引等の概要

X社は、音楽事業を目的とする日本法人(合同会社)であり、フランス法人であるV社を最終親会社とする、メディア事業、テレビ事業、映画事業、音楽事業等を行うVグループに属している。Vグループの資本関係図及び本件において行われた取引の概要は、下図に示すとおりである(なお、説明の便宜のため、一部

図1 資本関係図及び取引の概要



を省略して記載している)。

本件において、Vグループは、遅くとも2008年7月23日までに、日本の関連会社の組織再編等を目的とした再編成等スキーム(以下「**本件再編成等スキーム**」という)を作成し、これに基づき、Vグループに属する法人内において、概要、以下の組織再編取引等(以下「**本件組織再編取引等**」という)が行われた。

- ① 2008年9月25日、E1社(英国法人)がN4社(オランダ法人)を設立。
- ② 2008年10月7日、N4社がX社を設立(以下「**本件設立**」という)。
- ③ 2008年10月29日、N4社からX社に対して295億円を追加出資(以下「**本件増資**」という)。なお、出資金については、V社が外部金融機関に預金していたE2社(英国法人)の余剰資金につき、Vグループ内貸付や出資を利用して調達された。
- ④ 同日、X社がF2社(フランス法人)から866億6,132万円を借入れ(以下「**本件借入れ**」という)。なお、貸付金の原資については、Vグループ内貸付を通じて調達され、その一部は、V社が外部金融機関に預金していたJ1社(日本法人)の余剰資金が充てられた。
- ⑤ 同日、N6社(オランダ法人)がX社に対して、J1社(日本法人)の全発行済株式を1,144億1,800万円で購入(以下「**本件買収**」という)。
- ⑥ 同日、N7社(オランダ法人)がX社に対して、J4社(日本法人)の全発行済株式を14億6,900万円で購入(以下「**J4買収**」という)。
- ⑦ 同日、E3社(英国法人)がX社に対して、J5社(日本法人)の全発行済株式を200ポンド(32万円)で購入(J5買収)。
- ⑧ 2008年11月6日、X社がJ3社(日本法人(合同会社))を設立(J3設立)。
- ⑨ 2009年1月1日、X社を存続会社、J1社を消滅会社とする吸収合併(以下「**本件合併**」という)の効力発生。

- ⑩ 2009年7月1日、J3社を存続会社、J2社・J4社を消滅会社とする吸収合併(J3合併)の効力発生。

X社は、2008年12月期以降、本件借入れ⁽⁴⁾に係る支払利息(本件利息)を損金の額に算入して確定申告を行ったところ、処分行政庁が、法132条1項に基づき、かかる損金算入を否認して、法人税の更正処分等を行ったため、X社がこれについて争ったのが本件である。

2. 本件組織再編取引等の背景

本件に係る背景として、以下の事実が認定されている。

(1) 本件組織再編取引等の8つの目的

X社は、本件組織再編取引等について、以下の8つの目的(以下「**本件目的**」と総称する)の存在を主張した。

- ① オランダ法人の負債を軽減するための弁済資金を取得すること
- ② 日本法人を1つの統括会社の傘下にまとめること
- ③ 日本における音楽出版事業会社を合併により1社とすること
- ④ 日本法人の円余剰資金を解消し、V社が為替リスクをヘッジすることなく、ユーロ市場での投資活動を行うことを可能にすること
- ⑤ 日本法人の資本構成に負債を導入し、日本の関連会社が保有する円建ての資産及び日本の関連会社が生み出す円建てのキャッシュフローに係る為替リスクを軽減すること
- ⑥ 業務系統と資本系統の統一を図ることにより経営を合理化・効率化すること、及びE2社の余剰資金を減少させること
- ⑦ 日本法人を合同会社にすることにより、米国税制上のメリットを受け、又はデメリットを回避するとともに、X社を含む

日本の関連会社の柔軟かつ機動的な事業運営を行うこと

⑧ 当時検討されていた日本におけるVグループ外の音楽会社の買収に備えること

本高裁判決は、後記(2)以下の事情が存在することを踏まえ、「本件組織再編取引等の前において、…〔本件目的〕のいずれに関しても、これを裏付ける客観的事情が存在して」おり、「〔Vグループ〕が策定した本件再編成等スキーム及びこれに基づいて実行された本件組織再編取引等は、〔本件目的〕を全て達成することができるものであった」とした上で「本件再編成等スキームを策定するに当たり〔本件目的〕が設定されており、これに基づく本件組織再編取引等は〔本件目的〕を同時に達成することを企図したものである」と認定している。

(2) 日本の関連会社に係る資本関係の整理（本件目的②、③、⑥（前半））

Vグループにおいては、音楽事業部門に関して、数次に亘る大規模な企業買収の結果、子会社数の増加・グループ内の資本関係の複雑化が生じたため、法人数減少及び資本関係整理のための組織再編が進められており、かかる企業買収の経緯から、音楽事業部門に係る各日本法人は、それぞれ異なる親会社と資本関係を有することとなっていた。また、J1社傘下のJ2社とJ4社とは共に音楽出版会社であり、日本国内において音楽出版会社が2社存在する状態となっていた。

更に、Vグループの音楽事業部門においては、北米及び南米を除く音楽事業については英国法人であるE2社が業務管理を統括し、事業遂行上の指揮監督を行っていたところ、日本法人の一部は英国法人との直接の資本関係を有していなかった。

(3) グループ内における負債の経済的負担の配分（本件目的①、⑤）

前記(2)において述べたVグループの音楽事

業部門における企業買収に際して、オランダの関連会社が企業買収等の資金を借入れにより調達した結果、これらの会社において2006年までに金融負債が急激に増加し、その大部分はN1社又はN3社のF1社又はF2社（いずれもVグループにおける資金集中管理制度（CMS）の統括会社）に対する負債であった。他方、日本法人であるJ1社においては、営業利益に対する支払利息の割合が極めて小さい状況にあった。

なお、本件買収及びJ4買収を通じてX社からN6社及びN7社に支払われた買収代金は、N1社及びN3社に対して貸し付けられ、これらの会社からF1社及びF2社に対する借入金の返済に充てられることとなった。即ち、本件においては、親会社であるN1社及びN3社のF1社及びF2社に対する借入金の返済に係る負担（の一部）を、子会社であるX社に付け替える、所謂デット・プッシュ・ダウンが行われたことになる。

(4) 為替リスクのヘッジに係るコスト（本件目的④、⑥（後半））

日本法人であるJ1社は恒常的に黒字を計上していたため、本件組織再編取引等の前において余剰資金363億3,700万円が生じていたところ、当該余剰資金は、F1社を通じてV社に貸し付けられ、外部金融機関に円建てで預金されていた。V社は、Vグループのヘッジポリシーに基づき当該資金についてユーロ・円通貨スワップ取引を行っていたところ、金利差によって生じる手数料を当該金融機関に対して支払うべきこととなり、余剰資金につきユーロの高い金利により得られる利益を享受することができなかった。また、英国法人であるE2社についても、本件組織再編取引等の前において約2億ポンドの余剰資金が生じており、V社のポンド建ての預金についてポンド・ユーロ通貨スワップ取引が行われていたところ、これについては当時大きな手数料負担はなかったものの、金利変動等

により将来的に同様の手数料負担が生じる可能性があった。

(5) 資本関係の整理に関する統括会社の問題
(本件目的 ⑦, ⑧)

Vグループにおいては、音楽事業部門の組織再編に当たり、1つの国に1つの持株会社(統括会社)を設置し、その傘下に事業会社等を所属させる基本の方針を採っていた。また、日本に設置する統括会社の組織形態については、米国税制上の所謂チェック・ザ・ボックス規則及び将来の企業買収等の意思決定やその執行をより機動的に行うとの観点から、合同会社とすることが志向されたものと認定されている。

Ⅲ. 争 点

本件では、本件借入れが、法132条1項にいう、「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」(不当性要件)に該当するか否かが争点となった。

Ⅳ. 裁判所の判断

1. 本地裁判決

(1) 判断枠組み

ア 不当性要件の意義

本地裁判決は、まず、法132条1項の不当性要件に該当するか否かは、「専ら経済的、実質の見地において、当該行為又は計算が純粹経済人として不自然、不合理なものと認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべき」と述べ、いわゆる経済合理性基準説を採用することを明らかにした。

その上で、本地裁判決は、かかる経済的合理性の判断について、「当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、同項の適用上『不

当』と評価されるべきものではない」と述べ、「同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべき」〔傍点・傍線は筆者らによる。以下同じ〕と判示している。

イ 具体的な当てはめに際しての判断要素

本地裁判決は、不当性要件該当性については「[X社]による本件借入れを対象として、その経済的合理性の有無を判断する」と述べた上で、前記アの観点に照らして、①X社による本件借入れが行われる原因となった本件目的(及びこれらの目的を同時に達成しようとしたこと)が合理性を有するものか、②本件目的を達成する手段として、本件組織再編等スキームに基づく本件組織再編取引等を行ったことが相当であるか、③上記の目的及び手段が、Vグループ全体にとってだけでなく、X社にとっても経済的合理性を有するものといえるかの3点について検討を行う形で、経済的合理性の有無に係る具体的な当てはめを行っている。

(2) 当てはめ

ア 本件目的の合理性

本地裁判決は、まず、本件目的を前記Ⅱ. 2. (2)乃至(5)の4つに類型化する形で再構成した上で、それぞれについて、「日本の関連会社に係る資本関係の整理や、同グループの財務態勢の強化(グループ内における負債の経済的負担の配分、為替リスクのヘッジに係るコストの軽減)等の観点からいずれも経済的合理性を有する」と判示すると共に、本件目的を同時に達成しようとしたことについても、(各目的に合理性が認められる以上は)経済的合理性を有すると判断している。

イ 本件目的を達成する手段の相当性

本地裁判決は、本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、「〔本件目的〕を全て達成することができるものであり、〔本件目的〕を達成する手段として相当であったと認められる」と判示している。

ウ X社から見た経済的合理性の有無

本地裁判決は、X社から見た経済的合理性の有無について、X社に生じる経済的利益と経済的不利益を比較衡量する形で検討した上で、「〔本件目的〕を本件組織再編取引等により達成したことは、〔Vグループ〕全体にとってだけでなく〔X社〕にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れは〔X社〕に不当な不利益をもたらすものとはいえないから、これらが〔X社〕にとって経済的合理性を欠くものであったと認めることはできない」と判示した。

(3) 結 論

本地裁判決は、以上の点を踏まえて、「〔X社〕による本件借入れが行われる原因となった、〔Vグループ〕が設定した〔本件目的〕及びこれを達成する手段としての本件組織再編取引等は、同グループ全体にとっても、また〔X社〕にとっても、経済的合理性を欠くものと認めることはできない」とし、本件借入れは法132条1項という不当性要件を満たさないと判示した。

2. 本高裁判決

(1) 判断枠組み

ア 不当性要件の意義

本高裁判決が、前提として、法132条1項の不当性要件の判断対象を本件借入れとした上で、その該当性判断について経済合理性基準説を採用することを明らかにしている点は、本地裁判決と同様である。

その上で、本高裁判決は、法132条1項の不当性要件の判断枠組みについて、まず、「同族会社が当該同族会社の株主等又はその関連会社

からした金銭の無担保借入れが不当性要件に該当するか否かについては、当該借入れの目的、金額、期間等の融資条件、無担保としたことの理由等を踏まえた個別、具体的な事案に即した検討を要する」として、総合考慮的な判断を行うべきことを述べた上で、かかる借入れが当該同族会社の属する企業集団の再編等（以下「企業再編等」という）の一環として行われた場合においては、「組織再編成を含む企業再編等は、その形態や方法が複雑かつ多様であるため、これを利用する巧妙な租税回避行為が行われやすく、租税回避の手段として濫用されるおそれがあること等に照らすと、①当該借入れを伴う企業再編等が、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実体とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような借入れを伴う企業再編等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情も考慮した上で、当該借入れが経済的合理性を欠くか否かを判断すべき」であり、「このことは、国際的な企業集団の再編等の一環としてされた当該借入れについても同様」と述べている。

イ 具体的な当てはめに際しての考慮事情

本高裁判決は、前記アの判断枠組みを踏まえて、「〔ア〕①本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等が、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実体とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にこれを行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情をみたとし、〔イ〕本件借入れの目的、金額、期間等の融資条件、無担保としたことの理由等」（以下「本件借入れに係るその他の事情」という）をも併せ考慮する形で、本件借入れの経済的合理性の有無に係る具体的な当てはめを行っている。

ウ 本地裁判決の判断枠組みについての評価

本高裁判決は、X社が、法132条1項の不当性要件につき、本地裁判決が示した判断枠組み（前記1.(1)ア）と同様の判断枠組みを採用すべきと主張したのに対して、本地裁判決の示した判断枠組みに拠った場合には「当該行為又は計算を行う必要性のほとんどが租税回避目的であって、税負担の減少以外の経済的利益がごく僅かである場合でも、経済的合理性があるとされかねない」とし、「このようなことは、不当性要件の的確な判断を困難にするものとして、〔法〕132条の趣旨及び目的に反し、相当でもない」と述べて、かかる主張を排斥している。

エ 独立当事者間基準の採用について

他方、本高裁判決は、国側が、I事件高裁判決の示した独立当事者間基準（後記V.3.(2)イ(b)参照）と同様、「経済的合理性を欠く場合には、独立当事者間の通常の取引と異なっている場合なども含まれ得る」と主張したのに対して、「当該借入れが企業再編等の一環として行われた場合には、企業再編等自体が、その形態や方法が複雑かつ多様であり、基本的には、いかなる必要性に基づいてどのような形態、方法で行うかにつき当該企業集団の自律的判断に委ねられるものであることからすると、独立当事者間の通常の取引に相当する企業再編等の形態、方法を想定することは極めて困難である」と述べ、かかる主張を排斥している。

(2) 当てはめ

ア 本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等について

本高裁判決は、まず、本件再編成等スキームの目的を、本件目的を基礎として3つに類型化する形で再構成した上⁽⁵⁾で、それぞれの観点から本件組織再編取引等の不自然性及び合理的な事業目的等の有無を検討している。

その上で、これらの観点から分けて検討しても、「本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、…不自然なものではなく、税負

担の減少以外にこれを行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するといえ、〔X社〕（ひいては…〔J1社〕）に税負担の減少以外の経済的利益をもたらすものといえるのであるから、〔本件目的〕を同時に達成しようとしたものという観点からみれば、より一層、不自然なものではなく、税負担の減少以外にこれを行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在し、〔X社〕（ひいては…〔J1社〕）に税負担の減少以外の経済的利益をもたらすものであるということができると判示している。

イ 本件借入れに係る事情について

本高裁判決は、本件借入れに係るその他の事情を個別に検討した上で、「本件借入れに関する事情を個別に検討したところに照らしてみても、本件借入れが専ら経済的、実質の見地において純粹経済人として不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであるというべき事情は見当たらない」と判示している。

(3) 結 論

本高裁判決は、以上の点を踏まえて、本件借入れは「同族会社であるためにされた不自然、不合理な租税負担の不当回避行為とはいえず、法人税法132条1項にいう『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』に当たらないと解するのが相当である」として、法132条1項の不当性要件を満たさないと判示した。

V. 検 討

1. 経済合理性基準説の採用

前記IV.のとおり、本地裁判決及び本高裁判決は、いずれも、法132条1項の不当性要件の意義について、所謂経済合理性基準説（「専ら経済的、実質の見地において、当該行為又は計算が純粹経済人として不自然、不合理なもの認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判

断すべき」とする考え方)を採用し、同要件を、非同族会社では通常なしえないような行為・計算、すなわち同族会社なるがゆえに容易になしうる行為・計算と捉える考え方(同族非同族対比基準説)を採用していない。これは、現在の判例及び学説の動向を踏まえたものといえる⁽⁶⁾。

もっとも、本地裁判決及び本高裁判決が示した経済合理性基準の具体的内容は、従来の判例及び学説ともやや異なる特徴を有しており、また、本地裁判決と本高裁判決とも異なる内容が示されている。以下では、従来の判例及び学説における考え方を概観した上で、これら各判決が示した経済合理性基準の具体的内容について検討する。

2. 従来の判例・学説における経済合理性基準の考え方

法132条1項の不当性要件について、従来の学説上は、経済合理性基準説を採用することを前提とした上で、①行為計算が不自然(異常ないし変則的)であるか否か(以下「**不自然性**」という)、及び②行為計算を行うことにつき租税回避以外に正当な理由ないし事業目的があったか否か(以下「**合理的な事業目的の不存在**」という)の2点を考慮して経済的合理性の有無を判断する見解が通説とされてきた⁽⁷⁾。

近時の判例においても、かかる通説の見解と同様の点を考慮する立場が採用されていると考えられ、前記のI事件高裁判決においても、(明示的ではないものの、)かかる2つの要素を考慮して経済的合理性の有無を判断することを前提とした判示がなされている⁽⁸⁾。

また、法132条1項とは別の規定ではあるものの、同様の一般的否認規定である法132条の2に係るY・I事件最高裁判決においては、不自然性及び合理的な事業目的の不存在が正面から同条の不当性要件の考慮事情として掲げられている。具体的には、Y・I事件最高裁判決は、

(i) 法132条の2の不当性要件を組織再編税制に係る各規定の「濫用」と解し、(ii)これを税負担の減少意図と組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的からの逸脱と言い換えた上で、(iii)その具体的な考慮事情として不自然性及び合理的な事業目的の不存在を挙げるという判断枠組みを示している(以下「**制度濫用基準**」という)。Y・I事件最高裁判決調査官解説によれば、同判決が具体的な考慮事情として不自然性及び合理的な事業目的の不存在を挙げるのは、「その実質において、〔法132条1項の〕経済合理性基準に係る…通説の見解の考え方を取り込んだもの」と評価されており、これらは「実質的には、法132条の2の不当性要件該当性を肯定するために必要な要素であるとみることができる」(即ち、不自然性と合理的な事業目的の不存在のいずれも認められる場合に限り、同条の不当性要件を満たす)と指摘されている⁽⁹⁾。

3. 本地裁判決

(1) 経済的合理性の具体的内容

前記IV.1.(1)アのとおり、本地裁判決は、法132条1項において要求される経済的合理性は、「相応の経済的合理性」であるとし、「他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても」、同項の不当性要件を満たすことにはならないと述べた上で、「同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべき」と判示している。

また、本地裁判決は、具体的な当てはめに際しての判断要素として、①事業目的の合理性、

② 事業目的を実現するための手段の相当性、
③ 納税者に生じる経済的利益と経済的不利益の比較衡量を挙げている。

(2) 本地裁判決が示した判断基準の検討～従来の判例・学説との比較検討の観点から

ア 総論

まず、本地裁判決における不当性要件に係る判断枠組みの中では、従来の判例・学説で示されていた、行為計算が不自然（異常ないし変則的）であるか否かという不自然性については明確には言及されておらず、事業目的を実現するための手段の相当性及び納税者に生じる経済的利益と経済的不利益の比較衡量が検討されているところ、これらの検討が、不自然性に係る検討といかなる関係にあるのか、という点が問題となり得る。

また、合理的な事業目的の不存在という点については、本地裁判決が列挙する経済的合理性の判断に係る観点（「法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなど」）を字面どおり捉えれば、経済的合理性が否定されるのは、法人税負担減少以外の経済的利益が全く生じない行為計算や、（税負担減少以外に）行う必要性の全くない行為計算といったものに限られる。即ち、換言すれば、専ら租税回避を目的とした行為計算でない限りは経済的合理性が認められる旨判示しているように読み取ることもでき、かかる判示の読み方を前提とすれば、合理的な事業目的の不存在について、（不存在が認められない方向で）極めて緩やかな判断基準が採用されているものと考えられる。故に、かかる判断基準の妥当性が問題となり得る。

以下では、これらの点について、検討を行うものとする。

イ 経済的合理性の判断における不自然性の内容

(a) 本地裁判決における不自然性（考慮要素として機能し得たか）

前記アのとおり、本地裁判決の示した判断枠組みにおいて、不自然性が考慮要素であるか否かは一見明確ではない。

もっとも、本地裁判決では、事業目的の合理性を認定した上で、その目的を実現するための手段の相当性及び納税者に生じる経済的利益・不利益の比較衡量を行うことを検討しており、これらが実質的に不自然性についての考慮事情として機能しているかが問題となる。

この点、前記2.のとおり、Y・I事件最高裁判決は、法132条の2の不当性要件が認められるためには、不自然性と合理的な事業目的の不存在の双方が必要であるとの判断枠組みを採用している。仮に本地裁判決が同様の思考を前提としているとすると、不自然性の有無にかかわらず、事業目的の合理性が認められればそのみで不当性要件を充足しないこととなるはずである。然るところ、本地裁判決のように、事業目的の合理性そのものの検討に加えて、当該目的を実現するための手段の相当性等を検討する意義を見出すとすれば、当該事業目的を実現するために行われた手段の相当性の検討及び納税者に生じる経済的利益・不利益の比較衡量を通じて、その行為計算を行うことの合理的な事業目的の存否を検証することにあるものと考えられる。即ち、仮に当該行為計算につき手段としての相当性が認められ、かつ納税者に生じる経済的利益が経済的不利益を上回るとすれば、これを行うことにつき合理的な事業目的が存在することが検証され、逆に、仮に当該行為計算につき手段としての相当性が認められない、又は納税者にとって経済的利益よりも経済的不利益が大きいものであるとすれば、翻って、これを行うことに合理的な事業目的が存在しない（又は、納税者が主張する事業目的以外の目的が存在する）ことが推認されることになるものと考えられる。このように、本地裁判決において行

われた事業目的を実現するための手段の相当性及び納税者に生じる経済的利益・不利益の比較衡量の検討は、不自然性の有無に係る検討として機能しているわけではなく、寧ろ合理的な事業目的の存否を検証するための考慮事情として用いられているものと解される¹⁰⁾。

なお、本地裁判決が、経済的合理性を欠く場合として、税負担減少以外の「経済的利益がおよそない」場合を例示することを重視すれば、本地裁判決は、税負担減少以外の経済的利益が生じない行為計算を、そのこと自体をもって（純粋経済人として）不自然な行為計算と位置付けているとの考え方もあろう¹¹⁾。

いずれにしても、本地裁判決の示した判断枠組みにおいては、不自然性が経済合理性の判断における一般的な考慮要素とされているとは解しがたいところ、これは、本件において問題となった行為計算の特殊性、ひいては法132条1項の想定する租税回避の場面において一般的に不自然性を考慮することについての限界が背景にあった可能性がある。

例えば、Y・I事件最高裁判決は、不自然性が認められる場合として、(i)「通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づく」場合、(ii)「実態とは乖離した形式を作出」する場合の2つを例示している。この点、Y・I事件最高裁判決において問題となった法132条の2（組織再編成に係る一般的否認規定）の適用される租税回避の典型例を、組織再編税制のような特定の租税法規の定める要件を濫用的に充足させ（又は不充足とし）、税負担を減少するような類型的租税回避（以下「課税減免規定の濫用による租税回避」という）と理解した場合、組織再編税制において独自に定められた要件につき、その背後にある本来の制度趣旨・目的から想定される、組織再編税制に係る各規定の要件を充足する（又は充足しない）事実が備えておくべき「実態」を想定した上で、そこからの乖離（＝「形式」の作出）という文脈で不自然性を

判断するとの発想に馴染み易い（上記(ii)の観点）。もっとも、かかる税法独自の要件とは無関係な（私法上の選択可能性を利用した）租税回避（以下「私法上の選択可能性の濫用による租税回避」という）の態様も想定し得ることから、かかる場合も念頭において、「通常は想定されない」組織再編成の手順や方法に基づく場合にも不自然性を認めることとしたものと考えられる（上記(i)の観点）¹²⁾。

これに対して、法132条1項の適用が問題となるケースにおいては、租税回避の態様は定型的ではないため、①課税減免規定の濫用による租税回避として、上記(ii)の制度趣旨・目的から導かれる「実態」から乖離した行為計算が常に問題となるわけではなく（例えば、本件で問題となった支払利子の損金算入については、税法の想定する「実態」は極めて広範且つ多様なものたり得ると考えられる）、寧ろ私法上の選択可能性の濫用による租税回避が典型例と考えられることに加え、②この場合において、とりわけ本件のような極めて複雑且つ特殊性の高い取引が行われるケースでは、上記(i)の「通常想定される」取引を特定することも事実上困難である。

本地裁判決が、不自然性を正面から議論していないのは、以上の点が背景にあったものとも考えられ、その意味で、本地裁判決の示した判断枠組みは、法132条1項の想定する租税回避のあり方の多様性による限界を反映したものとも解し得るように思われる。

(b) I事件高裁判決との比較（独立当事者間基準）

なお、I事件高裁判決は、法132条1項の不当性要件の解釈に関して「経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（独立当事者間の通常の取引）と異なっている場合を含む」とする所謂独立当事者間基準の考え方を採用している。

これに対して、本地裁判決においては、かかる独立当事者間基準は採用されていないが、その理由としては、前記(a)と同様、本件のような複雑且つ特殊性の高い取引については、そもそも「独立当事者間の通常の取引」を想定することが極めて困難であることから、判断基準として機能し得なかったためであると考えられよう。本高裁判決も明示的に同様の理解を示している（前記Ⅳ.2.(1)エ）。

もっとも、本地裁判決が、独立当事者間基準の含意する点を考慮の埒外としているとは、必ずしも断言できないものと考えられる。即ち、I事件高裁判決においても、独立当事者間基準を採用しつつ、その具体的な適用の場面では、独立当事者間の通常の取引は、専ら取引条件（株式の譲渡価額の適正性）の面でのみ考慮されており、取引スキームの選択自体が独立当事者間の通常の取引に相当するか否かは特に問題とされていない¹³⁾。他方、本地裁判決においても、X社に生じた経済的利益の検討の文脈において、本件借入れに係る借入金額の根拠となった株式価額の算定や、借入条件の合理性等といった取引条件の検討を行っており、その限りにおいては、I事件高裁判決と同様の観点（即ち、同様の条件の下で独立当事者との間での取引が成立するか否かという観点）からの検討を行っているとも考え得る。かかる意味での独立当事者間基準を不自然性の一判断要素と再構成できるとすれば¹⁴⁾、本地裁判決も、その限りにおいては不自然性の要素を考慮した判断をしていると見ることができよう。

ウ 必要となる事業目的の合理性の程度

(a) 従来判例との比較

前記アにおいて述べたとおり、本地裁判決では、合理的な事業目的の不存在について、（不存在が認められない方向で）極めて緩やかな判断基準が採用されているように思われる。

この点、法132条1項に係る先例であるI事件高裁判決において、経済的合理性の判断にお

ける事業目的の合理性については、「専ら租税回避目的」とはいえない（換言すれば、ごくわずかでも租税回避以外の事業目的が存在することのみでは足りず、行為・計算の合理性を説明するに足りる程度の一定の正当性をもった事業目的が要求される（そのように解さなければ、法132条1項を死文化させることになる）との考え方が示されている¹⁵⁾。本地裁判決が、仮に専ら租税回避を目的とした行為計算でない限りは経済的合理性が認められるとの立場を採用するものであるとすると、従来の判決が示したかかる見解に正面から反することになる（また、法132条1項の死文化という批判を免れない）。本高裁判決でも同様の理由から本地裁判決の判断枠組みの採用は排斥されており（前記Ⅳ.2.(1)ウ）、妥当な判断であると考えられる。

(b) 具体的な当てはめとの不整合性

他方、本地裁判決は、不当性要件の該当性が否定されるためには「相応の経済的合理性」が必要であると述べており、また、実際の当てはめにおいては、X社の主張する事業目的（本件目的）のそれぞれについて、ある程度詳細に合理性の検討を行っている（前記Ⅳ.1.(2)参照）。これらの点を考慮すると、本地裁判決は、前記(a)において述べた点に拘らず、事業目的の合理性について一定の深度を持った審査を行っているものとも考えられる。

もっとも、仮に本地裁判決が、事業目的について、専ら租税回避目的でないことを超えた（何らかの）合理性を要求していると解した場合、その具体的な判断基準は本地裁判決からは必ずしも読み取れないため、この点は裁判所によるフリーハンドの審査に服する（裁判所が、謂わば結論先行的に事業目的の合理性を判断することになる）と考えざるを得ないものと思われる。しかしながら、かかる解釈は、納税者の予測可能性及び法的安定性を大きく害するものであり、妥当でない。

4. 本高裁判決

(1) 経済的合理性の具体的内容

前記Ⅳ.2.(1)のとおり、本高裁判決は、借入れが企業再編等の一環として行われた場合においては、「(ア)① 本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等が、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実体とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、② 税負担の減少以外にこれを行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情をみた上で」、「(イ) 本件借入れの目的、金額、期間等の融資条件、無担保としたことの理由等」をも併せ考慮する形で、本件借入れの経済的合理性の有無に係る具体的な当てはめを行っている。

このように本高裁判決は、法132条1項の不当性要件の有無については種々の事情の総合考慮が必要であることを述べるに留まり、同項の不当性要件一般に係る具体的な判断基準を示すものとは言い難いところであるが、以下では、上記判断枠組みについて、従来の判例・学説を踏まえて、論理的観点から、その内容の合理性について検討することとする。

(2) 本高裁判決が示した判断基準の検討～従来の判例・学説との比較検討の観点から

ア 総論

本高裁判決の示した判断枠組みは、一見すると、Y・I事件最高裁判決の示した制度濫用基準に類似するようにも思われるところである。

しかしながら、仔細に分析すると、本高裁判決の示した判断枠組みは、必ずしも制度濫用基準をそのまま法132条1項に当てはめたものとはいえない。以下では、制度濫用基準との相違点も踏まえつつ、かかる判断枠組みの検討を行うものとする。

イ 不当性要件と不自然性・合理的な事業目的の不存在の判断対象の齟齬

制度濫用基準においては、(a)否認の対象と

なる行為計算と(b)不自然性及び合理的な事業目的の不存在の判断の対象となる行為計算は一致することが前提とされている。これに対して、本高裁判決の示した判断枠組みにおいては、(a)不当性要件の判断対象(本件借入れ)と(b)不自然性及び合理的な事業目的の不存在の判断対象(本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等)は異なっている。とりわけ、本高裁判決が、法132条1項の不当性要件の判断の対象を本件設立、本件増資、本件借入れ、本件買収及び本件合併(以下「**本件一連の行為**」という)等と見るべきとの国側の主張を排斥し、本件借入れと見るべきと述べたことを考慮すると、本高裁判決の立場にはやや矛盾があるようにも思われるところである。

この点について、本高裁判決は必ずしも明確に判示していないが、本地裁判決において、経済的合理性の有無の判断対象が本件借入れであったとしても、かかる判断に当たっては、「当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮すべきであるから、本件借入れがその一部に組み込まれている本件一連の行為に係る事情や、…[J1社]に係る事情も考慮すべきことは当然である」と述べるのと同様の考慮が背景にあったものと考えられる。もっとも、かかる理解を前提としても、厳密には、本件組織再編取引等に係る不自然性及び合理的な事業目的の不存在の各考慮事情の充足が、本件借入れの経済的合理性の欠缺をいかなる意味で基礎づけるのかについては、更なる理由付けが必要であったものと考えられる。

ウ 本高裁判決の判断枠組みに対する疑問

(a) 企業再編等を伴う行為計算とそれ以外の場合の区別の必要性

前記(1)のとおり、本高裁判決は、法132条1項の不当性要件については、企業再編等が含まれる行為計算が問題となる場合には、Y・I事件最高裁判決の示した制度濫用基準と同様の考慮事情(不自然性及び合理的な事業目的の不存在

在)による判断枠組みを用いるべきと述べている。これは、組織再編成に係る行為計算否認規定(法132条の2)についての判断枠組みである制度濫用基準と、企業再編等を伴う行為計算との類似性を意識した判断と考えられる。

しかしながら、本件において、企業再編等に係る判断枠組みと、本件借入れに係るその他の事情についての判断枠組みを殊更に分ける必要があったかについては、なお疑問が残るところである。寧ろ、前記2.のとおり、制度濫用基準の掲げる考慮事情は、法132条1項の経済合理性基準に係る通説的見解の考え方を取り込んだものと解されていることを考慮すれば、本件借入れに係る事情全体について、不自然性及び合理的な事業目的の不存在を考慮事情として経済的合理性を判断するとの枠組みもあり得たように思われる(但し、後記エ参照)。

(b) 判断枠組み全体における本件借入れに係るその他の事情の位置付けの不明確性

前記(1)のとおり、本高裁判決は、本件借入れに係るその他の事情について、「本件借入れが専ら経済的、実質的見地において純粹経済人として不自然、不合理なもの」といえるか否かという観点から検討をしているが、そもそも、かかる事情が、企業再編等に係る経済的合理性といかなる関係にあるのか(それぞれの重みづけや判断枠組み全体における位置付け)が明らかでなく、故に、かかる事情に基づき「本件借入れが専ら経済的、実質的見地において純粹経済人として不自然、不合理なもの」に該当すると認められるのはどのような場合であるかが不明確であるため、本高裁判決が示した判断枠組みは、法132条1項の不当性要件に係る一般的な判断枠組みとして機能し得ないのではないかとこの疑問がある。

エ 不自然性の認定に関する疑問

前記IV.2.(2)アのとおり、本高裁判決は、結論として、本件組織再編取引等の不自然性を否定している。しかしながら、本高裁判決が、い

かなる根拠に基づきかかる判断に至ったかについては、必ずしも明らかでないように思われる。

この点、本高裁判決は、具体的な当てはめにおいて、本件組織再編取引等を構成する行為計算の必要性及び合理性について言及しているところ、これらが不自然性に係る考慮要素として機能しているとも捉え得る。しかしながら、法人においては、事業目的に裏付けられない行為計算の必要性・合理性は通常想定し難いと考えられ、当該行為計算を行う必要性・合理性が否定されれば、当然に事業目的の合理性も否定されると考えられる。かかる観点からすれば、実質的には、これらは、本地裁判決における事業目的を実現するための手段の相当性等と同様、合理的な事業目的の存否を検証するための考慮要素として機能するに過ぎないと見るべきであろう(前記3.(2)イ(a)参照)。従って、上記のように解した場合、不自然性の判断は合理的な事業目的の不存在の判断に吸収され、独自の意義を有しない(合理的な事業目的なく行われた行為計算であることの言い換えに過ぎない)ことになると考えられる。

他方、不自然性が合理的な事業目的の不存在とは独立した考慮事情として取上げて挙げられていることを重視するならば、本高裁判決は不自然性について独自の意義を認めるものとも捉え得るが、この場合、具体的な判断過程が示されていない以上、裁判所が結論先行的に「自然」な取引(「通常想定される」、ないし「実態」を備えた取引)を想定し、これからの乖離を判定しているものと解さざるを得ない。しかしながら、このような判断手法は、不自然性該当性を専ら裁判所のフリーハンドの審査に委ねるものであり、納税者の予測可能性確保や法的安定性の観点から問題があるといえる¹⁶⁾。

いずれにしても、この点は、法132条1項の適用される場合(とりわけ、私法上の選択可能性の濫用による租税回避類型)において、不自

然性の意義をどのように解すべきかという極めて難解な問題であり、前記3.(2)イ(a)において述べた点を含め、今後の議論の集積を待つ必要がある。

5. 本件の特殊性：事実認定レベルでの租税回避目的の否定

なお、本地裁判決及び本高裁判決がいずれも結論として納税者勝訴の判決を下したのは、本件の事実認定の影響が大きかったものと推察される。

即ち、本件における中心的な問題は、所謂デット・プッシュ・ダウンが行われたことにより、日本法人であるX社の法人税負担が(X社による支払利息の負担と引換えに)減少することになったことであったと考えられる。この点、本地裁判決及び本高裁判決のいずれも、事実認定のレベルにおいて、デット・プッシュ・ダウンには、財務上と税務上の両観点からのメリットが存在することを認めた上で¹⁷⁾、本件におけるデット・プッシュ・ダウンはあくまで財務上のメリットを享受することを目的としたものであり、税務上のメリットは(付随的効果として生じることは認めつつも)取引の(主たる)目的としては認定しなかった。その上で、(特に本高裁判決においては明示的に)国側の本件借入れが租税回避目的で行われたとの主張を全て排斥している。換言すれば、実質的には、本件の行為計算はそもそも租税回避を(主たる)目的としたものではなかったとの事実認定がなされていたことになる。

かかる事実認定を前提とした場合、本件において合理的な事情目的が存在すると判断されたこと自体は妥当な結論であったと思われる。

VI. おわりに

本件は、I事件高裁判決の確定後、初めて法132条1項の適用が争われた事例として、その動向が注目されていたものであるが、結論とし

て、納税者勝訴の判断が下されている。もっとも、前記V.5.において述べたとおり、本件では、納税者において租税回避を(主たる)目的とする取引ではなかったことの立証に成功していたため、ある意味では事実認定レベルで決着していた事案であったとも考えられ、同項の適用が否定されたとの結論自体は妥当であろう。

また、当時の我が国の法人税制においては、所謂過大支払利子税制が存在しなかったため、一般的否認規定である法132条1項を用いて対応されることとなったが、現在は、過大な利息の支払いがある場合には同税制(租税特別措置法66条の5の2)の適用により対処されることになることから、本件は、現行税制の観点からはあくまで過渡的なものに過ぎないとも見ることができるといえる。

もっとも、本地裁判決が示した法132条1項の不当性要件に係る判断枠組みは、それ自身が納税者に有利なものである一方で、従来の判例及び学説の示してきた考え方とは必ずしも整合しておらず、かかる(不当性要件を否定する方向で)「緩やかな」判断枠組みについては批判的な見解も見られるところであった。これに対して、本高裁判決は、本地裁判決の判断枠組みに対する批判を意識した上で、Y・I事件最高裁判決の示した制度濫用基準に類似した判断枠組みを示した点で注目されるが、本稿において述べたとおり、その理解及び位置づけについては、従来の判例・学説との関係でなお不明確な部分が残るといえる。

本件は現在国による上告及び上告受理申立てがなされているところ、最高裁が更に異なる判断枠組みを定立するか否かを含め、今後の動向を注視する必要があると考えられる。

注(1) 本稿における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、筆者らの属する法律事務所その他の組織の見解を示すものではない。

- (2) 金子宏『租税法〔第23版〕』（弘文堂，2019）531頁参照。
- (3) この点につき、Y・I事件最高裁判決の調査官解説（徳地淳＝林文高「判解」放送時報69巻5号（2017）（以下「**Y・I事件最高裁判決調査官解説**」という）316-317頁脚注17参照。
- (4) 但し、2009年3月31日に、X社は、J1社の保有していた約307億円をもって、本件借入れに係る債務の一部を返済している。
- (5) 本地裁判決が示した4つの類型（前記Ⅱ.2.（2）乃至（5）のうち一部（（3）及び（4））をまとめたものであり、実質的には本地裁判決と同様の類型化がなされている。
- (6) 金子・前掲注（2）532頁参照。
- (7) 金子・前掲注（2）532-533頁、Y・I事件最高裁判決調査官解説293-294頁、309-310頁脚注10参照。
- (8) この点について、北村導人＝黒松昂蔵「同族会社の行為計算否認規定の解釈と実務対応—IBM事件東京高裁判決の検討」ビジネス法務2016年12月号143-144頁参照。
- (9) Y・I事件最高裁判決調査官解説297頁、299頁参照。
- (10) なお、本地裁判決が挙げる3つの考慮要素は、行政法学上の所謂比例原則を意識したものとも見られるが、同原則は本来的には公権力による私人の権利の制約を限定する方向で機能するものであり、（私的自治を前提とすべき）行為計算否認の場面において用いることの是非については議論の余地があろう。
- (11) 銀行の取引が法69条所定の外国税額控除制度の濫用に当たるか否かが問題となった事案の最高裁判決（最判平成17年12月19日民集59巻10号2964頁）において、最高裁は、当該取引が「取引自体によっては外国法人税を負担すれば損失が生ずるだけであるという本件取引をあえて行うというもの」であったことを根拠に制度濫用であるとの結論を導いており、本地裁判決はかかる最高裁判決を意識したものとも考えられる。
- (12) 以上につき、北村導人＝黒松昂蔵「組織再編成に係る行為計算否認規定の解釈と実務対応—ヤフー・IDCF事件最高裁判決の検討」ビジネス法務2016年9月号88-89頁参照。
- (13) 北村＝黒松・前掲注（8）145-146頁参照。
- (14) この点につき、Y・I事件最高裁判決調査官解説297-298頁、北村＝黒松・前掲注（8）145頁参照。
- (15) 北村＝黒松・前掲注（8）143-144頁参照。なお、Y・I事件最高裁判決調査官解説298-299頁も、法132条の2に関する議論として同様の点を指摘している。
- (16) Y・I事件最高裁判決調査官解説301-302頁参照。
- (17) この点、デット・プッシュ・ダウンそれ自体が租税回避の手段であるとする考え方も存在するところである（例えば、OECDの公表しているBEPSプロジェクトの行動4最終報告書（Action 4: Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments）参照）。